

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会
理事長 大島 修一
(公印省略)

貸付利率の引き下げについて

平成 30 年 3 月 23 日開催の理事会で「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」の一部改正が決議され下記の事項が改正となりましたので、ご周知の程よろしくお願ひします。

記

- 1 改正事項 貸付利率の改正
改正前 年利 1.68% (月利 0.14%)
改正後 年利 1.32% (月利 0.11%)
- 2 適用 一般貸付け、結婚貸付け及び特別貸付け（住宅取得貸付け・災害復旧貸付け）の新規及び現在償還中の貸付けに対して適用する。
- 3 施行 平成 30 年 4 月 1 日
- 4 その他 育児休業で償還猶予中の場合、猶予期間中において平成 30 年 4 月 1 日以前に係る利息分は変更前の月利 0.14%で算出することとなります。

※現在貸付け償還中の会員に対して、利息変更後の貸付け台帳の写しを同封しております。該当者にお渡しく下さい。

○一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程抜粋

第 27 条 貸付金の利息は、1 月につき 0.48 パーセントとする。

附 則 (47.3.2)

- 1 省略
- 2 省略
- 3 貸付金の利息は、第 27 条の規定にかかわらず、平成 30 年 4 月 1 日から当分の間、1 月につき 0.11 パーセントとする。